

## ○熱海市創エネ・蓄エネ機器導入事業費補助金交付要綱

令和6年3月22日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業所における創エネ・蓄エネ機器の導入を促進し、エネルギーの効率的な利用、災害時のエネルギー確保及び環境負荷軽減を実現するため、事業所に創エネ・蓄エネ機器を導入する事業者に対して予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、熱海市補助金等交付規則（昭和39年熱海市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創エネ・蓄エネ機器 次に掲げるものをいう。

ア 太陽光発電システム 事業所の内部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成される装置であつて、自立運転機能を有しているもの

イ 蓄電池システム 蓄電した電力について、分電盤を通じて事業所の内部で用いるシステムであつて、太陽光発電システムと同等程度の蓄電容量を有するもの

(2) 事業所 事業者の本社又は本社の他に設置する支社、支店及び営業所等の出先機関のうち、市内に所在する建物をいう。

(3) 事業者 事業所を所有する者のうち、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6項に規定する大会社以外のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を満たすものとする。

(1) 第2条第1号ア及びイに規定する創エネ・蓄エネ機器のいずれもが新たに導入されること。ただし、既にいずれかの創エネ・蓄エネ機器が事業所に導入されている場合は、未導入の創エネ・蓄エネ機器のみの導入であっても要件を満たすものとする。

(2) 導入する創エネ・蓄エネ機器は未使用のものであり、発電又は蓄電される電力については、自ら消費すること。

(3) 市税等を滞納していないこと。

(4) 申請する機器について、国及び他の地方公共団体の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、創エネ・蓄エネ機器（附帯設備を含む。）の導入に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。ただし、補助対象経費の額が補助金の額を下回る場合は、当該補助対象経費の額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 太陽光発電システム 出力1キロワット当たり4万円を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。

(2) 蓄電池システム 蓄電容量1キロワット当たり3万円を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、創エネ・蓄エネ機器導入事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 創エネ・蓄エネ機器の形状、規格等を説明する資料

(3) 創エネ・蓄エネ機器を導入する建物が自ら所有するものであることを確認できる書類

(4) 創エネ・蓄エネ機器導入工事着手前の現況写真

(5) 申請者の履歴事項全部証明書（法人に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第12条の市長が指定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 創エネ・蓄エネ機器の導入後の現況写真

(財産処分の制限)

第8条 規則第19条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数等に相当する期間とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に導入する創エネ・蓄エネ機器について適用する。

様式第1号（第6条関係）

創エネ・蓄エネ機器導入事業費補助金交付申請書

年 月 日

熱海市長 あて

所在地

申請者 事業者名

電話

補助金の交付を受けたいので、熱海市創エネ・蓄エネ機器導入事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

- 1 現在導入している機器（有（太陽光システム・蓄電池システム） 無）
- 2 創エネ・蓄エネ機器導入に係る補助対象経費等の内訳

補助の対象システム	導入費 (見積金額)	市補助金	自己負担額
太陽光発電システム	円	円	円
蓄電池システム	円	円	円
合計	円	円	円

- 3 熱海市創エネ・蓄エネ機器導入事業費補助金の申請に当たり、市税等の納付状況について、熱海市が確認することに同意します。

様式第2号（第6条関係）

誓約書

年 月 日

熱海市長 あて

所在地

申請者 事業者名

電 話

熱海市創エネ・蓄エネ機器導入事業費補助金を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を受けていないこと。
- 2 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- 3 発電した電力を、申請した創エネ・蓄エネ機器を導入した事業所の敷地内で自ら消費すること。
- 4 申請した創エネ・蓄エネ機器について、国及び他の地方公共団体の補助金等の交付を受けていないこと。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)